平成24事業年度

(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日

第 6 期

事業計画

郵便局株式会社

はじめに

郵便局株式会社は、郵便事業株式会社(以下「郵便事業会社」といいます。) 株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かん ぽ生命保険(以下「かんぽ生命」といいます。)から窓口業務等の委託を受け、 過疎地も含めた全国津々浦々に設置した郵便局を通じ、全国のお客さまに郵 便・貯金・保険サービスを中心に、国民生活に必要不可欠なサービスを提供し ています。

当社は、民間企業ではありますが、郵政事業の創設以来培ってきた郵便局の公共性という側面も維持することを基本とし、郵便局をご利用いただくお客さまのニーズに的確にお応えし利便性が更に向上することを目指し、郵便局のワンストップ機能の強化、取扱商品の拡大や都市部における大型店舗の試行等、郵便局利用環境の改善等に取り組んできているところです。

しかしながら、郵便物数の減少や保険保有件数の減少等が継続する状況の下、 収益が年々減少する等、当社の事業環境は極めて厳しい状況にあります。今後 も、お客さまにサービスを円滑かつ確実に提供していくためには、このような 厳しい事業環境の中においても利益を上げられる経営体質へ転換することが、 当社の急務の経営課題であると認識しています。

さらに、当社が将来にわたって存続していくためには、お客さまとの強い信頼関係を構築し、それを維持していくことが重要であります。このような観点から、民営化以降、平成23年度まで、コンプライアンスの徹底を業務運営の基本方針に掲げ、部内犯罪の根絶等に向けた各種の施策を講じてきたところです。しかしながら、犯罪件数自体は減少傾向にあるものの、依然として、部内犯罪が発生している状況にあることから、この問題についてより強力に取り組む必要があります。平成24年度は、これまでの施策の実施にとどまらず、より本質的な問題として、会社の体質を改善することが重要と認識しています。

このような認識に立ち、平成 24 年度においては、経営トップの強い決意の下、「経営効率の向上」と「コンプライアンスの徹底」を基本方針として取り組みます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、当社においても甚大な被害が発生し、現在も復興に向けた取組が行われているところです。 平成24年度も、当社としては、郵便局の公共性を発揮し、引き続き、日本郵政グループ各社との連携を密にし、被災者の皆様のニーズも的確に把握しながら、被災者の日常生活支援等に貢献していきます。

なお、郵政に関する現行制度の見直しについては、現在、国会において議論が進められているところであり、当社としては、それらの結論に適切に対応していきます。

第1 業務運営の基本方針

平成 24 年度は、当社を取り巻く事業環境の厳しさにかんがみ、経営トップの強い決意の下、「経営効率の向上」と「コンプライアンスの徹底」を基本方針として取り組みます。併せて、これらの基本方針を確実に実現していくためには、当社の組織構造に合ったマネジメント方法を強化することが必要となります。そのため、以下のとおり、平成 23 年度から、個々の郵便局単位を中心としたマネジメントに加え、郵便局を一定数まとめた部会単位のマネジメントを導入してきたところでありますが、平成 24 年度は、それを更に充実させ、「エリアマネジメントの深化」を推進していきます。

1 エリアマネジメントの深化

当社の組織構造の特徴として、社員の少ない小規模な郵便局が極めて多いということが挙げられます。このため、個々の郵便局単位では、活用できる経営資源が限られ、期待できる成果にも限界があることから、一定数の郵便局のまとまりを単位としてマネジメントを行っていくことが必要と認識しています。

平成 23 年度においても、各郵便局間の営業、業務及びコンプライアンスにおける格差是正やレベルアップ、要員、予算等の経営資源の効率的活用を実現することを目的として、グループ活動の具体的な実施主体となる部会単位でのマネジメントの取組を行ってきました。

平成 24 年度は、経営トップの強い決意の下、これまでの取組の継続ではなく、「個局単位で完結する郵便局運営体制」から、部会、地区連絡会など、「エリア全体での郵便局運営体制」へと転換させるため、「エリアマネジメントの深化」として、以下の各種施策を強力に推進していきます。

これにより、エリア単位で施策の進捗管理やエリア内での独自の創意工夫を活かし、経営資源が有効に活用され、各組織が自律して活動でき、また、各社員、各組織が、自ら考え・自らが行動し、横とのつながりをもち、スピード感をもって活動していく、そのような体質に変えていくことができるものと考えています。すなわち、「エリアマネジメントの深化」は経営効率の向上及びコンプライアンスの徹底という平成24年度の基本方針を確実に達成するための基盤整備となる取組と位置づけています。

このような企業体質に係る取組を実施していくには、経営トップの意思が社員まで的確に伝わることが最も重要なこととなります。これまでも、経営トップを含めた役員が郵便局を訪問し、郵便局長や社員との意見交換

や郵便局レベルのニーズの吸い上げをしてきたところでありますが、平成24年度はこの取組を更に充実させることとします。具体的には、社員に対して、様々な機会を通じて、経営トップのメッセージを発信することに加え、役員が郵便局の社員と意見交換する等して、トップの経営に係る意向を伝達するとともに、本社においても現場の問題を把握するといった双方向の情報交流を行うこととしています。

エリアでの効率的・効果的な要員活用

当社の事業は、人力依存度が高い構造を有していることから、経営資源の多くを占める人材資源を効率的に活用することが事業運営において最も重要な課題であります。

これまで当社は、郵便局単位での要員配置を基本としてきましたが、 人材資源の有効活用の観点から、平成 24 年度は、部会を単位として郵便 局間の要員配置の適正化を進めることとします。併せて、より柔軟な要 員活用を図る観点から、複数の業務を取り扱うことができる社員の育成 を進め、郵便局間の共助共援が円滑にできる体制の確立を目指します。

地域の実状に合わせた郵便局運営

地域の業務量等の実状に合わせた郵便局運営は、経営資源の有効活用 の観点から重要な課題と考えています。

これまで当社は、全国の郵便局で均一的なサービス提供を基本に、郵便局運営を行ってきましたが、経営資源の有効活用の観点から、平成 24 年度は、販売量が僅少等業務量の極端に少ない小規模の郵便局については、窓口機能を維持するため、お客さまニーズに対応したサービス水準を考慮しつつ、ミニマムコストで維持する郵便局モデルの検討を開始することとします。

また、お客さまの利便性を著しく低下させない範囲で、お客さまの利用動向を勘案した窓口営業時間の見直しに取り組みます。

営業損益を中心としたマネジメントの強化

経営資源を有効に活用するためには、コスト意識及び損益意識の下、 郵便局運営がなされることが重要であります。

営業目標の管理については、これまで営業目標項目別の推進管理を中心に行ってきましたが、平成24年度からは、営業損益を中心としたマネジメントへの移行を目指して、新たな支社別損益を実施します。

また、マネジメントの単位である部会等における営業活動の取組強化を図る観点からも、地区連絡会・部会別損益を提供し、部会単位等におけ

る損益意識の醸成を図ります。

2 各基本方針の取組

上記1の「エリアマネジメントの深化」によるマネジメント基盤の整備を図り、これを事業運営管理の基盤とし、当社として、以下の取組を基本方針とします。

(1) 経営効率向上に向けた取組

厳しい事業環境の中においても利益を上げられる経営体質とするためには、収益の拡大と業務の効率化の双方を行っていくことが必要です。このため、平成24年度は、以下の取組を推進することにより、経営効率の向上を図ります。

1) 増収に向けた取組

当社を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、限られた経営資源の中で、効率的な増収に向けた取組を行うことが必要です。

このため、 渉外局の生産性向上のための施策に取り組むほか、 新規のお客さまを拡大するための取組を展開するとともに、既存のお客さまとの取引関係の深化・拡大を図ることにより、増収に向けた取組を推進します。

渉外局の生産性向上

当社の営業は、窓口による営業と渉外社員による営業で構成されていますが、渉外局の生産性向上による積極的な営業活動は、増収に向けた取組の中心的課題となっています。

このような観点から、平成24年度は、渉外局の営業力を強化するため、 渉外局の窓口営業強化、渉外局の営業マネジメント強化に取り組むこと とし、特に、渉外社員が少人数の郵便局の改善を図ります。

また、近年、女性渉外社員の採用割合は年々増加しており、女性渉外 社員が安心して仕事ができる職場環境の整備は、当社の生産性向上には重 要な課題となっています。このため、携行品等の環境整備、育成体制を強 化することにより、女性渉外社員の生産性の向上を図ります。

郵便局利用者の拡大

郵便局を利用していただくお客さまをいかに維持し、また、新たなお

客さまを開拓していくかは、事業継続の根幹となるべき問題です。

このような観点から、平成 24 年度は、新規のお客さま拡大に向けた取組として、部会等のエリアごとの創意工夫を活かした独自の施策の推進や既存のお客さまが継続して利用していただけるような施策を展開することにより、郵便局利用者の拡大・維持を推進していきます。

また、郵便局が、今後も、地元のお客さまから愛され、身近な窓口機関として存続していくことは、事業存続のためにも、重要なことです。このような観点から、地元企業等との連携を引き続き強化します。

2) 業務効率の向上

経営効率の向上を実現するためには、既存の経営資源の有効活用や業務の簡素化により、効率的な業務処理を実現し、業務品質の向上を図る一方、営業余力の創出に向けての取組を強化することが重要です。

このような観点から、 グループ各社との連携強化による業務品質の向上、 窓口事務等の効率化に取り組み、業務の効率化を通し、経営効率の向上を目指します。

グループ各社との連携強化

当社は、グループ内の委託元会社から業務を受託しており、当社と委託元との連携の強弱が業務品質等に大きく影響することから、委託元であるグループ各社と業務インストラクターの活用、本社、支社、地区単位での連絡調整会議等の開催、委託元監査・モニタリング結果に基づく支援・指導、事故発生局に対する支援・指導、スキルアップ研修、注意喚起のための巡回訪問等の実施等について、強力に連携し、業務品質の向上に取り組みます。

窓口事務の効率化

郵便局の窓口業務は、最も多くの経営資源が投入されている部分であり、この業務の効率化は会社全体の効率化に大きな効果があります。

窓口業務の多くは、窓口端末機を使用した業務であり、窓口端末機の操作性の向上が窓口業務の効率化の一つの重要な課題となります。

こうした観点から、平成 24 年度は、現行の窓口端末機の老朽化による 更改に合わせ、郵便局におけるお客さま対応の向上、事務負担軽減等を 目的とした新窓口端末の配備に向け、準備を進めます。

また、今後3~4年の間に各種システムを次期システムへ移行することを予定しています。このため、その影響や各種標準化の検討を行い、4S推進等関連施策も併せて推進し、部会・郵便局で最適なフロー・レ

イアウトを段階的に実現します。

外部委託管理態勢整備による信頼性向上

平成23年5月に多額の郵便局資金が強盗される事件が発生しましたが、お客さまが安心してサービスを利用していただける環境整備は、事業の根幹であり、今後、このような事象を発生させないようにすることが重要です。

このため、平成 23 年度において、郵便局あて資金輸送の外部委託方法を含め、その他の業務の外部委託管理態勢の整備を行い、信頼性の高い業者の選定等、お客さまに安心してサービスを利用していただける基盤整備を図ったところであります。平成 24 年度も、この取組を継続することにより、信頼性の高い会社となるよう努めます。

なお、郵便局で保有する現金については、その配送態勢の見直しを始めとして管理方法全体を見直し、安全性、信頼性を確保しつつ事務の効率化、ムダな資源投入を回避するような態勢構築を図ります。

(2) コンプライアンスの徹底に向けた取組

平成 23 年度は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題と位置づけ、特に、部内犯罪の根絶を図るため、平成 22 年 1 月に総務大臣及び関東財務局長に提出した業務改善計画を基本に置き、経営陣が中心となって、防犯取組を進めてきました。

この結果、部内犯罪の件数は減少傾向にあり、また、社内の自浄機能が着実に効果を上げてきている面もあると一定の評価をしているところであります。しかし、その一方で、業務改善計画を推進している中で、依然として部内犯罪が発生しており、また、個人情報漏えい事故等についても、大量顧客情報の社外紛失事案が相次いで発覚している状況にあります。

こうした事実を重く受け止め、エリア単位によるマネジメント機能の強化を内容とした「エリアマネジメントの深化」を基盤とし、より本質的な会社の体質の改善を図り、さらに業務改善計画をはじめこれまで取り組んできた各種施策を継続して実施することにより、部内犯罪の根絶等を図ります。

さらに、仮に、犯罪等が発覚した場合には、徹底した原因究明を行うとと もに、判明した原因を分析し防止策の見直しを行うこととします。

部内犯罪の根絶

平成 22 年 1 月に総務大臣及び関東財務局長に提出した業務改善計画は、 部内犯罪の根絶のための基本となる重要な計画です。

このため、部内犯罪の根絶に向け、業務改善計画等を中心に防犯施策を

着実に実施します。特に、 e ラーニング等の研修や各種指導を充実させつ つ、防犯基本動作、防犯重点ルール等の徹底に取り組みます。

個人情報保護の徹底

個人情報の保護については、廃棄時の記録の徹底、局外における顧客情報の適切な管理等に取り組むことが重要です。

このような観点から、大量の個人情報紛失事故の防止及び局外漏えい防止のため、各種研修等により、繰り返し個人情報保護の基本動作を指導し、 その徹底に取り組みます。

不適正営業の抑止

お客さまからの事業に対する信頼を確保する観点から、適正な営業活動 に対する要請は高まりを見せています。

このため、重要事項の不告知や、告知妨害等の不適正募集を防ぎ、適正 営業を徹底するため、必要書類の確実な交付、重要事項等の適切な説明等、 適正営業のための基本動作が確実に実施されるよう取り組みます。

コンプライアンス意識の浸透

コンプライアンスを徹底するためには、コンプライアンス意識を社員一人ひとりにまで浸透させることが重要です。

このため、コンプライアンスは、事業を行う上で、全てに優先すること を、各種機会を通じて訴え、その浸透を図ります。

3 東日本大震災からの復興支援

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、当社においても甚大な被害が発生し、現在も復興に向けた取組が行われているところです。当社が提供する、郵便・貯金・保険の郵便局サービスは、被災された皆さまの日常生活維持にとって必要不可欠なサービスであり、一日も早いサービスの正常化に向けて取り組んでまいりました。平成 24 年度においても、引き続き、日本郵政グループ各社との連携を密にし、被災者のニーズも的確に把握しながら、被災者の日常生活支援等に貢献していきます。

(1) 利用者ニーズに基づく生活支援への貢献

震災からの復興に当たっては、被災地住民のニーズに応じたサービス提供を行っていくことが重要となります。特に、今回の震災では、仮設住宅の建設等により、従来の需要分布構造に大きな変化が生じていることから、

被災地住民のニーズに応じたサービス提供が重要な課題となっています。

こうした観点から、日本郵政グループが行う被災地住民へのアンケート 調査や渉外社員等の仮設住宅への訪問活動等によって把握した被災地域の ニーズ等に応じて、渉外社員による訪問サービスの充実、ATMを搭載し た車両型郵便局の派遣、郵便局の再開等を行い、被災地域の復興を支援し ます。

(2) サービス提供基盤整備の促進

一日も早いサービスの正常化に向けて、被災地における郵便局を早期に 設置・再開させていくことが必要となります。

このため、被災地における復興計画と併せた郵便局の設置・再開が可能となるよう地方自治体との連携を図り、早期の復興に取り組みます。

4 効率的・効果的な人材育成

当社の提供するサービスは人力に依存するところが大きく、そのため、人材は当社にとって最も重要な経営資源です。このような認識に立ち、民営化以降、人材育成には様々な育成プログラムを導入するなど力を入れてきたところであります。平成24年度も、人的資源の強化・有効活用の観点から、計画的な人材育成を推進するとともに、効率的な研修による人材育成に努めます。

(1) 郵便局社員の計画的人材育成の推進

研修体系に基づく研修実施により実践的なスキル付与を行うとともに、 県単位研修施設の設置等により現地性の高い研修を効率的に行います。

(2) 本社、支社、連絡会等における研修の効率的実施 研修の負担感の軽減及び必要十分な研修の実現のため、研修方法等を改 善し、研修を計画的かつ効率的に行います。

第2 郵便局株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する 計画

- 1 郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務に関する計画
 - (1) 郵便事業会社の委託を受けて行う郵便窓口業務を実施します。 窓口における郵便商品の陳列の工夫等による窓口営業の強化、郵便事

業会社との連携による積極的な局外営業のほか、年賀はがきの積極的な 販売に取り組みます。

これらの取組により、平成 24 年度においては、郵便販売額総額を約4,500 億円と見込んでいます。

- (2) 郵便事業会社の委託を受けて行う印紙の売りさばきを実施します。 平成 24 年度においては、印紙売りさばき総額を約3,000 億円と見込んでいます。
- 2 郵便局株式会社法第4条第2項に規定する業務に関する計画
 - (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務に係る業務を実施します。

当該事務(証明書交付事務)は、約600局(約160市区町村)で実施 します。

また、当該事務以外の事務について、ごみ処理券等の販売やバス利用券等の交付等の受託窓口事務を約3,500局で実施します。

(2) 郵便事業会社の委託を受けて行う国内物流事業に係る窓口業務等を実施します。

宅配便等については、窓口における声かけ、集荷及び郵便事業会社と 連携した営業活動等により、平成24年度における国内物流事業販売額総 額を約300億円と見込んでいます。

(3) ゆうちょ銀行の委託を受けて行う銀行代理業務を実施します。

定額・定期貯金については、データを活用した営業アプローチの推進 管理の定着を図るとともに、一人当たりの貯金残高の拡大、郵便局をご 利用いただくお客さまの拡大を強化し、残高の増加に取り組みます。

また、年金相談会や年金セミナーを実施し、年金自動受取者の維持・ 拡大に取り組みます。

これらの取組により、平成 24 年度における定額・定期貯金の新規預入額を 18.8 兆円、年金自動受取り申込件数を 92 万件と、それぞれ見込んでいます。

- (4) かんぽ生命等を所属保険会社等として行う保険募集を実施します。
 - ア かんぽ生命を所属保険会社等として行う保険募集

新契約システム及び契約者フォローアップ支援システムを活用することにより、満期代替率を向上させるとともに、世帯を単位としたライフプランの提案を行い、既加入者のみならず、未加入者を含めお客さま拡大に取り組みます。

これらの取組により、平成 24 年度における生命保険新契約保険料を 360 億円、年金保険新契約保険料を 50 億円と、それぞれ見込んでいます。

イ かんぽ生命以外の生命保険会社を所属保険会社等として行う保険募 集

少子高齢化の進展や公的年金制度改革等の環境変化による生存保障 ニーズの高まりや長期資産形成ニーズ等に対応して、平成 20 年度から 取扱いを開始している変額年金保険及び法人(経営者)向け生保商品 の取扱局数の拡大を行います。

(7) 変額年金保険

お客さまニーズに対応するため、10月に取扱局を約250局から約510 局に拡大します。

(イ) 法人(経営者)向け生保商品 お客さまニーズに対応するため、10月に取扱局を約120局から約130 局に拡大します。

(ウ) 第三分野商品 平成 23 年度から引き続き、約 1,000 局で販売を行います。

(5) ゆうちょ銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業を実施します。

国債及び投資信託の販売を行います。特に、投資信託については、基準価額の下落に伴うリスク発生についての丁寧なご説明も含め、コンプライアンスの徹底を基本とし、お客さまへ最適な商品を提供する姿勢で販売することとします。

また、お客さまニーズに基づき、お客さまに適切な販売活動ができるように 、取扱局・取次局の見直しを行います。

(6) 損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及びこれに付随する業務を実施します。

お客さまニーズに対応するため、10 月に自動車保険の取扱局を約 700 局から約 1,240 局に拡大します。

(7) カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は 役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務 等を実施します。

生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具 等の郵便等関連商品の陳列販売及び取次ぎサービスを行うとともに、販 売チャネルとして、窓口、渉外社員に加え、インターネット販売及びD M販売を行います。

これらの取組により、平成 24 年度におけるカタログ販売等の販売額を 約 1,060 億円 (郵便事業会社への委託分を含む。) と見込んでいます。

- (8) その他、平成23年度に引き続き、次の業務を実施します。
 - ア かんぽ生命の委託を受けて行う郵便局窓口業務等受託者等に対する 教育・指導・管理に係る業務
 - イ 当せん金付証票の発売等の事務に係る業務
 - ウ 原動機付自転車等責任保険に係る損害保険会社又は外国損害保険会 社等を所属保険会社等として行う保険募集
 - エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から委託を受けて行う郵便局に設置された公衆電話の維持・管理業務
 - オ 日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に 関する業務
 - カ ゆうちょ銀行の再委託を受けて行う郵便貯金管理業務
 - キ かんぽ生命の再委託を受けて行う簡易生命保険管理業務
- 3 郵便局株式会社法第4条第3項に規定する業務に関する計画

不動産業務(不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。) を実施します。

平成24年度においては、高度商業地域に位置する旧東京中央郵便局敷地、 旧大阪中央郵便局敷地、名古屋中央郵便局駅前分室及び北海道支社(駐車 場部分)等の事業化に向けて、設計、関係者との協議、施工、開業前の諸 準備等を進めます。

なお、旧東京中央郵便局敷地に建設中のJPタワーについては、平成24年5月末に竣工し賃貸等を開始するとともに、平成25年春の商業施設等のグランドオープンに向けた諸準備等を進めます。

また、マンション建設に適した用地については、分譲事業としての開発 に向け、関係者との協議等を行います。

低・未利用資産については、駐車場等賃貸をはじめ、引き続き有効活用 を図っていきます。

さらに、郵便局店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲載等の広告業務を行います。

第3 郵便局の設置に関する計画

1 郵便局の設置状況

郵便局の設置に関しては、郵便局株式会社法第5条及び郵便局株式会社 法施行規則第2条に定めるところに基づき、過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として郵便局を設置します。

現在、全国に営業中の郵便局は、24,230局(直営の郵便局20,167局(分室34含む。) 簡易郵便局4,063局)であり、法令に規定されている要件である一市町村に一以上の郵便局設置については、全市町村に営業中の郵便局を確保しています。なお、一時閉鎖中の郵便局は296局(直営の郵便局62局、簡易郵便局234局)であり、うち、東日本大震災の影響に伴う一時閉鎖は、直営の郵便局55局、簡易郵便局30局です。

このうち、郵便局株式会社法施行規則第2条第2項の過疎地における営業中の郵便局は、7,379局(直営の郵便局5,436局(分室3含む。) 簡易郵便局1,943局)であり、一時閉鎖の郵便局は127局(直営の郵便局22局、簡易郵便局105局)であり、うち、東日本大震災の影響に伴う一時閉鎖は、直営の郵便局22局、簡易郵便局12局です。

一時閉鎖となっている簡易郵便局については、郵便局株式会社法施行規則第2条第2項の過疎地であるか否かにかかわらず、引き続き、地方公共団体等へ協力を依頼するとともに、タウンメールの配布等、受託者募集のための活動を継続し、早期再開に向け取り組みます。

また、応急的な対応として、地域の実情に応じ、「移動郵便局」による窓口サービスの提供、渉外社員を公共施設等に週2回程度派遣する「出張サービス」の提供又は郵便局の分室の暫定的開設といった取組を引き続き実施します。

なお、応急的な対応の実施期間中においても、受託者の募集等、再開に向けた取組を継続し、新たな受託者が確保できた場合、簡易郵便局に移行します。

2 郵便局の新設について

平成 24 年度における新設については、現在のところ 2 局を予定しています。

また、お客さまの多様なニーズにお応えし、お客さまサービスの向上及び郵便局における商品・サービスの取扱の拡大等を目指して、地域の変化等により、お客さま利用の増加が見込まれる地域等については、店舗の出店に向けた取り組みを進めます。

3 郵便局の廃止等について

お客さまの需要の減少や店舗施設の老朽等の課題解消に伴う店舗配置の 見直しを行います。

また、郵便局の利用者層や利用されるサービスが特定のものに限られる等、営業の効率化の観点から経営改善の必要がある郵便局については、運営形態等の見直しを行います。

JPタワー建設のため3箇所の仮店舗で営業を行っていた東京中央郵便局について、JPタワーの完成に伴い、本来の営業箇所であるJPタワー内に統合の上、復帰します。

これらにより、2局の廃止を予定しています。

なお、郵便局の移転を行う際には地域住民の需要に適切に対応するとと もに、地域住民が容易に利用することができるよう、移転先を個別、具体 的に検討して実施します。

- (注1) 郵便局数については、すべて平成24年2月1日現在。
- (注2) 経緯等については別添参考参照。

(参考)

郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)

(郵便局の設置)

第5条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において 利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

郵便局株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)

(郵便局の設置基準)

- 第2条 法第5条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過 疎地については、法の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準 を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するもの とする。
 - 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されている こと。
 - 二 いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置 されていること。
 - 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用すること

ができる位置に設置されていること。

- 2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。
 - 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第 一条に規定する奄美群島
 - 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第 二条第一項に規定する小笠原諸島
 - 五 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - 六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第 二項の規定により公示された地域
 - 七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規 定する離島
- 3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。
- (注) 平成 19 年 10 月 1 日時点において、過疎地における営業中の郵便局は、7,355 局(直営の郵便局 5,460 局(分室 3 含む。) 簡易郵便局 1,895 局) 一時閉鎖の郵便局は 151 局(すべて簡易郵便局)

第4 その他事業の運営に関する事項

1 郵便局ネットワークの維持・活用

平成 23 年度に引き続き、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準を確実に維持していきます。また、第1の3のとおり、東日本大震災からの復興支援として郵便局の復旧に努めるとともに、ネットワークの価値の向上や地域住民の利便性の向上を実現するため、地域に根ざした郵便局として、地域のワンストップ行政機能の充実及び地域社会の活性化のための施策に取り組みます。

(1) ワンストップ行政機能の充実

国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用した地域のワンストップ行政機能を充実させるため、日本年金機構からの委託を受けて、年金加入記録交付業務を平成23年度に引き続き試行するとともに、関係各

所と協議をし、諸施策に取り組みます。

(2) 地域社会との連携

地域の事業者、自治体や学校等と連携し、地域特産物のカタログ販売や手紙文化の振興、地域情報の発信等、各地域のニーズを踏まえた地域のための取組を積極的に推進していきます。

2 システム基盤の強化

現在使用している、ふるさと小包システムが更改時期を迎えることから、 機器更改に併せて会計機能及び顧客情報機能を向上させたカタログ販売シ ステムを構築し、導入します。

また、今後3~4年の間に各種システムが次期システムへ移行予定のため、その円滑な導入に向けた準備を進めます。

3 社員数

11.1万人(平成24年2月1日現在の正社員数)

別添 資金計画書

収支予算書

平成24事業年度 資金計画書

単位:億円

科 目	金	額
資金収入		
前期繰越金		4,416
営業収益		12,420
受託業務収入(郵便)		1,839
受託業務収入(貯金)		6,445
受託業務収入(保険)		3,911
その他収益		225
営業外収益		263
その他の収入		130
借入金		-
合 計		17,229
資金支出		
人件費		8,972
物件費		2,596
租税公課等		814
投資的支出		565
借入金償還		-
次期繰越金		4,282
合 計		17,229

⁽注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「-」は計数が存在しないことを意味する。

平成24事業年度 収支予算書

単位:億円

	単位∶億円
科目	金 額
営業収益	11,829
郵便受託手数料	1,751
銀行受託手数料	6,138
保険受託手数料	3,725
その他営業収益	215
営業原価	10,582
人件費	8,378
経費	2,204
物件費	1,837
減価償却費	226
その他の経費	141
販売費及び一般管理費	1,203
人件費	567
物件費	528
その他の経費	108
営業利益	44
営業外収益	260
営業外費用	159
人件費	0
物件費	78
その他の経費	80
経常利益	145
特別利益	-
特別損失	-
税引前当期利益	145
法人税、住民税及び事業税	59
当期純利益	204

⁽注1)計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

⁽注2)「-」は計数が存在しないことを意味する。

現時点において廃止を検討している郵便局

東京中央郵便局大手町分室及び同丸の内分室(東京都千代田区)
<経緯>

東京中央郵便局については、JPタワー建設のため3箇所の仮店舗で営業を行っておりましたが、JPタワー完成に合わせ復帰させることに伴い、東京中央郵便局大手町分室及び同局丸の内分室を統合の上、廃止します。